

平成 29 年 第 7 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 7 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 7 月 18 日 (火)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 7 月 18 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 29 年 7 月 18 日 午前 11 時 00 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 29 番	青山 浩二		席番 1 番	橋口 美一	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 56 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 59 号 非農地証明願の承認について 議案第 60 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 61 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 7 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 29 番、青山委員と、席番 1 番、橋口委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>4 月 19 日総会であっせん依頼のありました〇〇さんの分についてですが、田 2 筆、畑 1 筆ですが、認定農家を中心にいろいろ農業者をまわってきましたが、なかなか価格の面で折り合いがつかないということで、今回で打ち切りにしたいと思います。</p>
議長	山下	<p>ただ今、立山委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということでございますので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、前迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	前迫	<p>5 月の総会で、隈元委員と私が指名されまして、あっせんを進めてまいりました。先月の総会でも申し上げましたが、4 人ほどの方にあたって進めてまいりましたが、あっせん農地が細長い田ということで、なかなか難しく相手方が見つからない状況でございます。</p> <p>今回で打ち切りとさせていただきたいと思います。</p>
議長	山下	<p>ただ今、前迫委員より、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	異議なしということでございますので、打ち切りといたします。 次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。
委員	萩迫	はい、議長。 6月の総会で、あっせん依頼のありました〇〇さんの分ですが、数人の方と話をしていますが、なかなかです。引き続きあっせん活動を行ないたいと思います。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、野口委員の報告をお願いいたします。
委員	野口	先月の総会で依頼を受けました〇〇さんの分ですが、数件あたっております。なかなか価格が合わないということがありますが、継続して活動してまいりたいと思います。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	あっせんが成立いたしましたので報告いたします。資料は4ページです。 譲受者は松山町尾野見の〇〇さんです。面積は畑で3,015㎡です。 〇〇さんは、奥さんと両親4人で、甘藷10ha、キャベツ1ha、水稻50aを作付けされています。〇〇さんは、後継者として今後も規模拡大していきたいという若手の担い手です。甘藷を作付けするとのことでした。あっせん成立日は6月25日、価格は総額120万円でした。報告をおわります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、私の関係分について、報告いたします。 6月23日、有明町農業者年金受給者会の総会が、志布志湾大黒で開催されました。受給者会 会員199人中、83人の出席でした。 6月30日、松山町農業者年金受給者会の総会が、ボルベリアダグリで開催されました。受給者会 会員149人中、46人の出席でした。 7月4日、新規就農者励ましの会が、県の曾於庁舎で開催されました。 7月5日に、農業公社研修生終了式・受入式と、志布志市家族経営協定の調印式が市役所本庁で開催されました。 今回は、農業公社終了生が、3家族5人、受入れ生が3人で、今後の活躍が期待されるところであります。 7月12日に、全国農業新聞、農業図書の巡回活動として、全国農業会議職員と、県農業会議職員が訪問されました。

	<p>購読者の部数が、増えるよう、取り組みへのお願いが、なされたところ でございます。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につ いてを議題といたします。</p> <p>今回は、12 件の申請でございます。</p> <p>まず、6 ページ、番号 76 番を審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査 大野	<p>はい議長、それでは議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の 番号 76 番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、6 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん 85 歳で、譲受 人は同じく曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん 63 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 4,575 平方メートルです。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんの親子間による贈与、受贈であるため、本日はお呼び しておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、主要地方道垂水南之郷線を新橋から 南之郷方向に進みますと右手に(株)上岡重工鹿児島工場があります。そこか ら 300m ほど進んだ右手にあります。末吉町境になります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 2 ページののとおりでご ざいですが、水稻、そば、ソルゴーを作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は 10 k m、車で 15 分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でご ざいます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法 第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たして いると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われれます。</p> <p>以上で、番号 76 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願 いします。</p>
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場 委員	<p>(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 77 番を審議いたします。 番号 77 番と番号 78 番は、谷口委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、谷口委員には、ここで退席をお願いいたします。
委員	谷口	番号 77 番と番号 78 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし)
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 それでは、大迫委員説明をお願いいたします。
委員	大迫	番号 77 番と 78 番は譲受人が同じなので一緒に報告させていただきます。 77 番の譲渡人は、宮崎県日南市大字吉野方〇〇番地 4 にお住まいの〇〇さんです。78 番の譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 申請地の場所ですが、志布志のホームマンから港の方向へ行くと町原交差点がございます。それを東に 100 メートルぐらい行き、志布志クリニックから右手に 500 メートルぐらい行った右手になります。 申請地は 77 番と 78 番が一枚になった畑でございます。飼料が作付けされておりました。自宅から 25 分ぐらいのところですよ。 〇〇さんの経営状況は、和牛生産 15 頭、水稻を栽培されております。農機具はトラクター 3 台、ショベル 1 台、コンバイン 1 台、バインダー 1 台を保有されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまふ。また周囲の状況からも支障はないと思われまふ。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。まず、番号 77 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 78 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで谷口委員の入室を許可します。 次に、7 ページ、番号 79 番を審議いたします。 中村委員説明をお願いいたします。
委員	中村	会長より依頼のありました、番号 79 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇丁目〇〇にお住まいの〇〇さん でございまして、譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの 〇〇さん 35 歳でございます。 申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所につ きましては、県道志布志田之浦線を横上から市道橋之口方面に 1 キロ進 んで樽野の三差路がございます。それを右側に行きますと山久保集落に向 かって丁度 1 キロぐらい進んだ所の右側のハウスがある場所でございます た。現在、ビニールも撤去されてきれいに片付けされており、耕運もされ ておりました。 〇〇さん宅から車で約 10 分です。〇〇さんは、ピーマン栽培の実習中 でございまして、〇〇さんがピーマン栽培を始めて 5 年くらい経っており まして、今回農業を廃止するということでございまして、ハウス、トラクタ ー、そしてピーマン栽培の設備を全部一括譲り受けてピーマン栽培をした いということでございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条 の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 80 番を審議いたします。 白坂委員説明をお願いいたします。
委員	白坂	会長より依頼のありました、番号 80 番について報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、 譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、志布志町田之浦宮路集落より農道を北へ約 1 キロ行ったところの右側にあります。 本人宅からは、車で約 20 分のところがございます。 〇〇さんは、甘藷、ソバを主に耕作されており、申請地にもソバと菜種を作付けするとのことでした。 農機具は、トラクター、普通トラック、軽トラックを保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員議長	(異議なし)
山下		異議なしと認めます。 次に、番号 81 番を審議いたします。 谷口委員説明をお願いいたします。
委員	谷口	会長より依頼のありました、番号 81 番について報告いたします。

		<p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地2にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地1にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山町道の駅から都城方向へ100メートル行った右側にあります。</p> <p>本人宅からは、約1分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦でいちごの観光農園を経営されており、申請地にもイチゴを作付けする予定とのこととです。</p> <p>また、農機具は、トラクター、耕運機、田植機1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、8ページ、番号82番を審議いたします。</p> <p>番号82番と番号83番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>それでは、小園委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	小園	<p>はい。会長から依頼のありました、番号82番と83番について報告します。</p> <p>まず、82番です。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地2にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地7にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございまして、場所ですが、株式会社さかうえの事務所があります。その事務所から志布志に向かつて左に約1キロ進んだ左手の土地でございます。現在、耕運がされていまる状</p>

		<p>況と一部果樹が植えてある状況でございました。</p> <p>83 番について報告します。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、82 番と同じく〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおり 3 筆でございます。</p> <p>場所については、82 番で申しました株式会社さかうえから志布志方面に向かって左に約 1 キロ進んだ左手の土地でございます。</p> <p>この場所は、〇〇さんの作業場から 2 分から 3 分の所でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、甘藷、人参等を含めて野菜を主に栽培されておりまして、申請地には甘藷を作付けする予定とのことでございました。また、トラクター 4 台等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。まず、番号 82 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 83 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 84 番を審議いたします。</p> <p>中之内委員説明をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました、番号 84 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市千年〇〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんで、</p>

		<p>譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、平成 28 年 11 月に土地改良法により換地処分ということで 5 筆を 1 筆としております。</p> <p>申請地の場所ですが、県道 523 号線の蓬原バス停より北へ約 500 メートルの所でございます。</p> <p>本人宅からは、約 10 分でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でありまして、お茶と水稻を主に栽培されております。申請地にも水稻を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>農機具は、お茶の摘菜機、耕運機、トラックなどを所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9 ページ、番号 85 番を審議いたします。</p> <p>坪山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>会長より依頼のありました、番号 85 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地 5 にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所より南へ行きますと吉川農産がありますが、その吉川農産の終点側に野井倉土地改良区の用水路が流れております。その用水路を横断しすぐ水路沿いを左折東側に 50 メートル行った所に申請地はあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で従事されております。主に水稻と甘藷を栽培されており、申請地にも水稻を作付けするとのことでもあります。</p>

		<p>農機具等につきましては、トラクター7台、自走式田植機1台、コンバイン1台を保有しております。〇〇さんは、将来の有望な後継者であります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございましますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めま。次に、番号86番を審議いたしま。樽野委員説明をお願ひいたしま。</p>
委員	樽野	<p>会長より依頼のありました、番号86番を報告いたしま。譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地2にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されていまるとおりです。申請地の場所ですが、そうかい道の宮原商店から中野集落へ3.5キロ行つた所に共同墓地がありま。そこを左へ1キロ行つたところ。本人宅からは、約10分のところ。申請地には飼料が作付けしてありました。</p> <p>農機具は、トラクター2台です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございましますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 87 番を審議いたします。
		上野委員説明をお願いいたします。
委員	上野	会長より依頼のありました、番号 87 番を報告いたします。
		譲渡人は、曾於郡大崎町野方〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。
		譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんで 42 歳でございます。
		申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所は、宇都鼻の駐在所より 500 メートル北側に行ったところに太陽光発電施設が建設中ですが、そこの西側にあたります。
		本人宅からは、50 メートルのところでございます。
		〇〇さんは、父と二人で伊藤ハム用の肥育牛 120 頭を飼育されております。
		申請地には飼料を作付けすることとでございます。
		農機具は、トラクター 1 台、タイヤショベル 1 台、フォークリフト 1 台、2 トントラックを保有されております。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。
		ご審議方よろしくお願ひします。終わります。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第 4、議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に、日程第 5、議案第 56 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。
		11 ページ、番号 11 番を 審議いたします。
		現地を調査された、谷口委員の 報告をお願いいたします。
委員	谷口	議案第 56 号、番号 11 番についてご報告いたします。

		<p>調査日は7月7日、調査委員は前迫委員、西江園委員と私でした。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんでした。別紙資料は9頁～11頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志から曾於市末吉町高岡に向かう県道65号線で田之浦郵便局から北へ2キロ程進み、大久保方面へ左折し、1キロ程進んだ所に位置します。</p> <p>変更後の用途は牛舎、堆肥舎、倉庫、資材置場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆道路です。</p> <p>申請地は農用地区域内農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供する場合は転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号12番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、樽野委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>議案第56号、番号12番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は7月7日、調査委員は諏訪委員と私と事務局より2名、農政課より1名でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地5の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙資料は12頁～15頁になります。15ページに始末書もついております。</p> <p>場所は普現堂のところにJAあおぞら総合福祉センターがありますが、そこを志布志方向へ600メートル行った左側のところです。</p> <p>変更後の用途は貸車庫兼作業場、貸倉庫、貸遊場です。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は畑、東側は畑、南側は宅地、西側は畑です。</p> <p>申請地は第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお祈いします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号13番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、諏訪委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	諏訪	<p>議案第56号、番号13番についてご報告申し上げます。</p> <p>調査日は7月7日、調査委員は樽野委員と私と事務局から2名でございました。</p> <p>申請人は、東京都渋谷区神宮前〇〇丁目〇〇番〇〇号の株式会社〇〇さんでございました。</p> <p>立会人は、〇〇の〇〇さんでした。別紙資料は16頁～18頁をご覧いただければよくわかると思いますが、申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は肆部合自治会より諏訪原方向へ田尾橋を渡ってすぐ右側にあります。</p> <p>除外の目的は、太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆道路、東側は雑種地、南側は公衆道路、西側は雑種地となっております。地目は雑種地であり、特に周囲に問題となるような影響はない土地でありました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地区域より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

		ご審議方、よろしくお願いします。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
委員	南	はい。
議長	山下	南委員
委員	南	ここについては、以前も計画がありまして、水路用地があるものですからこの境界確認について、相談があったところでございますけども、私はこの水利組合の代表をしておりますので、相談があったところですが、今回のこの株式会社〇〇からは、そういう立会いを求められるということもなく、申請がされているというふうに認識しますが、その点、必要はなかったのだろうかということについてお伺いします。
主任主査	永野	これまでの取扱いとしましても、水利組合の方に立会いをいただいたということもございませんでしたので、今回も立会いはいただかなかったところでございます。
		土地改良事業が入っている農地につきましても、土地改良の担当者に立会いをいただいているという取扱いもございませんので、その取り扱いとも違ってはいないと考えております。
委員	南	そういう その、求められていないので立会いは必要ないということですけども、本来この地域の水路、農道等を管理するのが、私のところは規模が小さいので任意の水利組合ですけども、土地改良区においてもですよ、私、必要なことだと思うんですけども、今言われる事務上は、全く必要ないという説明でいいのだろうかということを非常に疑問に思います。この点についてお願いします。
		(協議会：一時転用での意見書は求めてないことを説明)
主任主査	永野	立会いが必要か否かということをお問われましたら、今のところは、転用許可に直結しておりませんので立会いをいただいているというのが実情でございます。
		現地調査の際に、委員の皆さまに確認をいただいているポイントとしましては、適正に排水処理がなされるかという観点では必ずご確認をいただいておりますし、実際そういった状況でなければ転用許可がおりないというのも事実でございます。
		ただ、水路そのものの管理についても、水路そのものを外してしまうと

		<p>か明らかであれば協議を求められているというのも実情でございますけれども、計画上そこに変更がないということが示されておりましたら、そこまでは求めていないところでございます。</p>
議長	山下	ほかにございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第56号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第57号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>13ページ、番号5番を審議いたします。</p> <p>番号5番は、先ほどの議案第56号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号11番で審議されましたところの4条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号6番を審議いたします。</p> <p>番号6番は、先ほどの議案第57号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号12番で審議されましたところの4条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第57号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、15ページ、番号39番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された西江園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	西江園	<p>議案第58号、番号39番について報告をいたします。</p> <p>調査日は7月7日、調査委員は前迫委員、谷口委員と私の3名、そして事務局で行ないました。</p> <p>資料としましては、19頁から21頁をご覧くださいと思います。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地2にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、場所は、安楽小学校から南の方へ約1キロ行きましたところに、安良地区という集落があり松崎農機がごさいます。その斜め前付近です。</p> <p>転用目的は一般住宅で、周囲の状況としましては、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側が宅地です。排水は、取付道路を造りまして、そこにパイプを敷設し、市道側溝に流すということでございます。</p> <p>申請地の農地区分は、土地改良事業施行地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。報告を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること</p>

会場 議長	委員 山下	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	諏訪	<p>次に、番号 40 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された諏訪委員の報告をお願いいたします。</p> <p>はい。議案第 58 号、番号 40 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 7 日、調査委員は樽野委員と私と事務局から 2 人でした。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市梅北町〇〇番地 8 にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、鹿屋市寿〇〇丁目〇〇番〇〇号の株式会社〇〇さんでございました。立会人も株式会社〇〇さんでございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございますが、資料は 22 頁から 24 頁に記載されているとおりでございますのでご覧いただきたいと思っております。</p> <p>場所につきましては、吉村の早間交差点がありますが土橋方向へ約 100 メートル行った左側にあります。</p> <p>転用目的は建売住宅でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は雑種地、南側は公衆道路、西側は宅地になっておりました。尚、排水につきましては、道路側溝がありました。その他については、特にございませんでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

<p>委員 樽野</p>	<p>次に、番号 41 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された樽野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 58 号、番号 41 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 7 日、調査委員は諏訪委員と私と事務局より 2 人でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地 3 にお住まいの〇〇さんです。立会人は、本人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙説明資料は 25 頁から 27 頁になります。</p> <p>場所は、あおぞら総合福祉センターより志布志の方へ 1.1 キロ行った所に信号機がありますが、信号機を渡ったところより右へ 100 メートルの所です。</p> <p>転用目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆道路、東側は公衆道路、南側は宅地、西側は畑です。排水につきましては、市道排水を利用するとのことでした。</p> <p>それから、面積が 1,000 m²を超える理由があります。131 m²を超えておりますが、隣接道路との高低差が大きく、また出入り口に用いる予定の東側の道路が比較的狭く交差点に近い場所であり、安全に住宅用地に行き来するためにはどうしても、1,000 m²を超える申請面積が必要とのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>委員 樽野</p>	<p>次に、番号 42 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された樽野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 58 号、番号 42 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 7 日、調査委員は諏訪委員と私、事務局より 2 人でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地 7 にお住まいの〇〇さんです。立会人は、本人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。資料は 28 頁から 31 頁です。</p> <p>場所は、芝用の信号機より県道有明志布志線を野神の方へ 2.1 キロ行った右側のところです。</p> <p>転用目的は通路です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側も畑、西側は宅地です。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、16 ページ、番号 43 番を審議いたします。</p> <p>番号 43 番は、南委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、南委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(南委員 退席)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>それでは、現地を調査された諏訪委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	諏訪	<p>はい。議案第 58 号、番号 43 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 7 日、調査委員は樽野委員と私と事務局から 2 名でございました。</p> <p>貸付人は、鹿児島市星ヶ峯〇〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さん他 7 名でございます。借受人は、曾於郡大崎町神領〇〇番地 22 の株式会社〇〇さんでございます。立会人は、株式会社 〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は、資料 32 頁から 36 頁に記載されておりますのでお目通しをお願いします。申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほどご報告しました肆部合自治会より蓬原方向へ田尾橋を渡ってすぐ菱田川沿いを南の方へ左折して高速道路の工事が行なわれている、又、河川工事も行なわれている付近でございました。</p> <p>転用の目的は一時転用で砂採取ということでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は田、東側は河川、南側は田、西側も田です。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地でございますが、転用は原則不許可ということでございました。本案件は、不許可の例外の一時転用に該当するということで、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>またですね、土地改良組合との関係がでてきて、なんか 10 アール当たり 20 万円、一時転用であれば 5 万円の支払いがあるということで聞いておりますが、事務局では、ここあたりはどんなふうになっているか、前回もあったのですが〇〇さんの件で、川向にソーラーをつけるということで、向こうの土地改良区は 10 アール当たり 40 万円ということでしたけど、〇〇地区は何か 20 万円で一時転用の場合もそれが発生するのだということですね、私、今朝方この話を受けましたので、そこあたりもわかれば説明をしていただきたいなと思っております。終わります。</p>
議長	山下	<p>この、最後の件につきまして、協議会にはいります。</p> <p>(協議会：一時転用での意見書は求めてないことを説明)</p>
議長	山下	<p>はい。ほかにご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで南委員の入室を許可します。
		(南委員 入室)
議長	山下	よって、日程第7、議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第59号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。
		18ページ、番号29番を審議いたします。
		現地を調査された、前迫委員説明をお願いいたします。
委員	前迫	願出人は、志布志市志布志町帖〇〇番地1にお住まいの〇〇さんです。
		場所でございますが、国道220号線の天神のところ、火葬場がございます。そこから市道外之牧線を1.5キロ程進んで、市道益倉線へはいりまして900メートルのところにございました。
		周囲の状況ですが、北側は公衆道路、東側は原野、南側は山林、西側は山林です。
		ここは、三方山林に囲まれているところでございまして、農地に復元するという事は、難しい現状でございました。よって、非農地として認めて差し支えないものと思われまして、以上でございます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございせんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございせんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号30番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された、前迫委員説明をお願いいたします。
委員	前迫	非農地証明願いに係ります現地調査を行ないましたので報告をいたします。去る7日、谷口委員、西江園委員、私前迫で実施いたしました。
		願出人は、志布志市志布志町帖〇〇番地5にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんでした。
		関係資料は37ページから39ページでございます。

		<p>非農地証明願いに係ります調査について報告をいたします。</p> <p>申請にかかる事項につきましては、40 ページからに記載されております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>場所でございますが、佐野原の県道沿いに立花保育園がございます。その向側、左側に位置する場所でございます。</p> <p>周囲は30年近く前から宅地化されて、倉庫あるいは昔は道場ということで、建物がございまして、その周囲を大きな雑木が生い茂っているようなところでございまして、宅地化された場所でございます。</p> <p>そのようなことから農地として復元するということは、難しいということで、非農地として認めて、差し支えないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第59号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第60号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第60号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、20ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。今回の非農地証明願いは1件です。</p> <p>番号29の願出人は、有明町野井倉〇〇番地4 〇〇さんです。土地は、有明町原田字出口 1812番 畑 847平方メートルでございます。申請地は、原田小学校前の市道 宇都鼻・西下1号線を、小学校から北東の広域農道</p>

	<p>方面に1km進んだところを、右折し、さらに300m進んだ所でございます。現在、原野化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、上野委員、中之内委員、立山委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	(なし)
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	(異議なし)
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第60号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第61号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長 桑迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第61号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、22ページから25ページとなっております。</p> <p>最初に22ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成29年7月31日で、田が797㎡、畑が23,489㎡、樹園地が2,666㎡です。所有権を移転する者6人、所有権の移転を受ける者6人で、売買によるものです。</p> <p>次に、23ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号17の所有権を移転する者は、都城市梅北町の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、肥育牛生産の規模拡大を図るといことです。</p> <p>設定面積は、2筆で7,082㎡の畑で、土地代金は140万円です。移転時期等につきましては、平成29年8月4日を予定しております。</p> <p>次に番号18の所有権を移転する者は、志布志町安楽の〇〇さんです。移</p>

転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、お茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で2,272㎡の畑で、土地代金は100万円です。移転時期等につきましては、平成29年8月4日を予定しております。

番号19の所有権を移転する者は、松山町新橋の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町泰野の〇〇さんで、甘藷等の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で4,861㎡の畑と797㎡の田で、土地代金は30万円です。移転時期等につきましては、平成29年8月4日を予定しております。

次に24ページをお開きください。

番号20の所有権を移転する者は、有明町原田の〇〇さんです。移転を受ける者は、大崎町井俣の〇〇さんで、露地野菜の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で6,259㎡の畑で、土地代金は310万円です。移転時期等につきましては、平成29年8月4日を予定しております。

次に番号22の所有権を移転する者は、有明町野神の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野神の〇〇さんで、お茶の規模拡大を図るということことです。

設定面積は、1筆で2,666㎡の畑で、土地代金は200万円です。移転時期等につきましては、平成29年8月4日を予定しております。

次に25ページ、番号23の所有権を移転する者は、松山町尾野見の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということことです。

設定面積は、1筆で3,015㎡の畑で、土地代金は120万円です。移転時期等につきましては、平成29年8月4日を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

議長 山下

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(異議なし)

議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長 新村	<p>議案第61号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。議案書は、26頁から142頁となっております。</p> <p>一般の分と志布志市農業公社の分と2つに分けてご説明申し上げます。</p> <p>まずは、一般の分について、議案書26頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年7月31日で、始期は平成29年8月1日となります。</p> <p>設定期間は、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が7万1,728㎡、畑が12万4,371㎡、樹園地が1万9,137㎡で、合計しますと21万5,236㎡です。</p> <p>うち更新分は5万1,963㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が51名で、利用権の設定を受けようとする者の数が29名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より22名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、27頁～51頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、志布志市農業公社の分についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、議案書52頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成29年7月31日で、始期が平成29年8月1日です。設定期間は、5年です。</p> <p>利用権の設定面積は、田が44万9,373㎡、畑が1万8,131㎡です。</p> <p>利用権の設定をする者の数は174名で、利用権の設定を受けようとする者は1名であります。詳細につきましては、53頁から142頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第61号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長 山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、まず27ページ、番号1番から36ページ、番号23番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、37 ページ、番号 24 番を 審議いたします。 番号 24 番は、橋口委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 24 条の規定により、橋口委員には、ここで、退席をお願い いたします。
議長	山下	(橋口委員 退席) それでは、37 ページ 番号 24 番につきまして、なにか ご意見ござい ませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めるこ とに ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。ここで橋口委員の入室を許可します。 (橋口委員 入室)
議長	山下	次に、37 ページ、番号 25 番から 51 ページ、番号 57 番までと、26 ペー ジの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、53 ページ、番号 1 番から 129 ページ番号 179 番までを審議いたし ます。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。

会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、129 ページ、番号 180 番を 審議いたします。 番号 180 番と番号 181 番は、南委員に 関係がございますので、農業委員 会等に関する 法律第 24 条の規定により、南委員には、ここで、退席をお 願い いたします。
		(南委員 退席)
議長	山下	それでは、129 ページ 番号 180 番と番号 181 番につきまして、なにか ご 意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めるこ とに ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。ここで南委員の入室を許可します。
		(南委員 入室)
議長	山下	次に、130 ページ、番号 182 番から 142 ページ番号 213 番までと、52 ペ ージの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 10、議案第 61 号、農用地利用集積計画決定については、 原案どおり決定いたしました。 次に、日程第 11、議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあつ せん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	はい議長。 それでは、議案第62号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん 委員の指名について、ご説明いたします。 議案書は144ページとなっています。

番19番の申出者〇〇さんは、宮崎市大字糸原にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町新橋字清水ヶ迫 6753番 1 畑で2,638㎡、同じく6,753番 3 畑で3,303㎡、字仮屋6790番 1 畑で1,422㎡の 3 筆です。

土地の場所ですが、県道110号線 塗木大隅線 の仮屋入口から市道仮屋・草ノ瀬線を草ノ瀬方向へ400メートルほど行った左側に仮屋字の畑があります。清水ヶ迫字の畑は、そこから更に300メートルほど進んだところにあります。

畑は、現在飼料が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、大迫委員と谷口委員でご提案いたします。

番号20番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町新橋字松田1303番 2 田で1,298㎡の 1 です。

土地の場所は、県道110号線 塗木大隅線 の仮屋入口から市道仮屋・大谷線を川路方向へ1キロメートルほど行ったところから西へ300メートルほど進んだところにあります。

田は、現在 何も耕作されておらず、耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、大迫委員と谷口委員でご提案いたします。

番号21番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽 字金ヶ迫5701番 3 畑で381㎡、同じく5701番 4 畑で718㎡、同じく5701番 6 畑で745㎡の 3 筆です。

土地の場所は、県道志布志・有明線の東吉村交差点を100メートルほど市役所本庁の方へ進み市道東吉村・平城線に入り平城の方へ600メートルほど進んだ右側にあります。

田は、現在 水稻が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と吉野委員でご提案いたします。

番号22番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽にお住いの方で、売買の申出でございます。

		<p>土地は、志布志町安楽 字高牧5792番1 畑で1,784㎡、同じく5,793番1 畑で1,492㎡の2筆です。</p> <p>土地の場所は、番号21番の場所から更に平城の方へ500メートルほど進みますと市道上門・一丁田線と交差しますが、そこから上門の方へ350メートルほど進んだ右側にあります。</p> <p>畑は、現在 お茶が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と吉野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第62号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>